

予算項目	配水費 － 委託料
委託番号	委託 第 42 号

設 計 書

課 長	課長補佐	係 長	副 務 者	検 算	主 務 者 (監 督 員)

年 度	令和 7 年度	作 成 年 月 日	令和7年4月24日	履行期間	から
委 託 名	配水池清掃業務委託				令和7年10月31日
委託場所	上北手小山田字山造沢地内ほか			契約者	
設計金額	金 円也				
財源区分	国 補 ・ 県 補 ・ [市 単]				

費 用 内 訳				業 務 概 要	
種 別		設 計 額 (円)	摘 要	(清掃業務)	
	業務価格			小山田配水池	1池
	消費税等相当額			下浜配水池	2池
	業務委託費計				
				副務者 (職名)氏名	
				主務者(監督員)(職名)氏名	

業務委託費内訳書

工 種	種 別	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
業務委託費							
	直接業務費						
		清掃業務 小山田配水池	池	1			一次内訳書第 1 号
		清掃業務 下浜配水池	池	2			一次内訳書第 2 号
		計					
	間接業務費						
		共通仮設費	式	1			
		純業務費	式	1			
		現場管理費	式	1			
		計					
	業務原価						
		一般管理費等	式	1			
	計						
消費税等相当額							
業務委託費計							

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費

清掃業務（小山田配水池）

一次内訳書

1 式当り

（第 1 号）

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
準備工		式	1			
水中ロボット清掃工		式	1			
機材搬入・搬出工		式	1			
報告書作成工		式	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

直接業務費

清掃業務（下浜配水池）

一次内訳書

1式当り

(第2号)

種 別 名 称	細 目	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
清掃技師		人				
清掃作業員		人				
高圧洗浄車運転工		台	1			
清掃資機材費		式	1			
資機材運搬費		式	1			
計						

秋 田 市 上 下 水 道 局

配水池清掃業務委託

特 記 仕 様 書

令和 7 年度

秋田市上下水道局水道維持課

第 1 章 総 則

第 1 条（適用）

この仕様書は、配水池清掃業務委託（以下「業務」という。）に適用する。なお、本仕様書に定めのない事項は、「配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）」、「配水管工事標準仕様要領集（秋田市上下水道局）」の各最新版で定めるものとし、その他は委託者の定める監督員（以下、「監督員」という。）との協議により決定する。

第 2 条（目的）

この業務は、小山田配水池、下浜配水池の内部の堆積物等の清掃を行うものである。

第 3 条（法令等の遵守）

受託者は、業務に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守すること。

- 2 受託者は、資格等（資格、検定、認定等）を必要とする業務は、当該資格等を有する者に行わせること。

第 4 条（基本事項）

この業務は、契約書、特記仕様書、図面に基づいて行うこと。

- 2 特記仕様書に明示されていない事項であっても、業務の性格上、当然必要なものは施工すること。

第 5 条（指示事項）

監督員は受託者に、この特記仕様書に定めるもののほか、必要に応じ業務の履行に伴う指示等を行うことができる。

第 6 条（提出書類）

契約事項に関する書類のほか、次の書類を提出すること。ただし、監督員が特に必要があると認めた書類は、別に提出させることができる。

- (1) 配水管工事標準仕様書（秋田市上下水道局）に準用するもの

- ア 業務計画書（契約締結後 5 日以内）
- イ 手順書（契約締結後 5 日以内）
- ウ 週間工程表（毎週始め）
- エ 作業日誌（毎週始め）

- オ 業務完了届（工期期限内）
- カ 業務状況記録写真（工期期限内）
- (2) その他
 - ア 必要に応じて、委託打合簿
 - イ 作業状況を記録したDVDもしくはCD-R
 - ウ 業務報告
 - エ その他必要とする書類

第7条（諸官庁等への手続）

受託者は、業務に必要な場合、関係諸官庁および他企業に対する一切の手続きを行うとともに、その経過について監督員に報告すること。関係諸官庁との協議事項および指示事項は、記録にとどめて委託者に提示すること。また、常に密接な連絡を保ち、設備使用開始に支障のないようにしなければならない。これに必要な経費は、受託者の負担とする。

第8条（事前調査）

受託者は、業務着手に先立ち、現地の状況、関連作業等について綿密な調査を行い、実状を把握の上履行しなければならない。

なお、必要とする各機器については、事前に持込みを認める。

第9条（工程等の打合せ）

受託者は、稼働中の施設内での作業であるため、工程等については、事前に監督員と密接な連絡を取り、配水池等の機能に支障を与えないようにしなければならない。

第10条（配水池の機能保持）

受託者は業務完了後、配水池の機能保持に必要な措置を講じなければならない。

第11条（安全管理）

受託者は、現場代理人を定め、作業中は、現場に常駐するとともに、常に業務の安全管理に留意しながら現場管理を行い、災害の防止に努めるものとする。

- 2 受託者は、業務に当たり、関係法令を遵守し労働災害、公衆災害等の防止に必要な措置を講じ、常に安全管理に努めること。

- 3 受託者は、業務に当たり、酸素欠乏危険箇所、高所・地下、道路上その他、特に危険が予想される箇所では必要な安全対策を行い、事故防止に万全を期すこと。

第 12 条（衛生管理）

受託者は、水道施設構内又はその付近での業務に当たって、関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意すること。

- 2 受託者は、作業従事者について水道法第 21 条および水道法施行規則第 16 条に基づく健康診断（腸内細菌検査・腸管出血性大腸菌検査）の検査結果報告書の写しを作業開始日までに提出すること。なお、作業期間が同報告書の発行日から起算して 6 か月を超える場合は新たに検査を実施し、結果報告書を提出すること。

第 13 条（業務時間）

業務時間は、原則委託者の通常勤務時間と同様とする。やむを得ず、土日祝日および時間外業務を行う場合は委託者に事前承諾を得ること。

第 14 条（業務用工具および業務用消耗品）

業務用工具および業務用消耗品は、受託者の負担とする。

第 15 条（業務用電力および業務用水）

業務用電力については受託者負担とするが、業務用水については、原則、委託者で支給とする。

第 16 条（事故および機器の不具合）

受託者の責任に帰する事故および施設の不具合については、受託者の責任と負担により速やかに処置するとともに、監督員にも速やかに報告すること。ただし、責任の所在が明確でない場合は、その都度、監督員と受託者との協議の上対応を決定する。

第 17 条（業務実施時期）

業務実施時期は委託者と受託者で協議の上決定する。

第 18 条（委託代金の支払）

委託代金の支払は、秋田市上下水道局の財務規程による。

第 19 条（その他）

本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、必要に応じて双方協議し定めるものとする。

第 2 章 清掃業務

第 20 条（対象施設）

業務を行う施設は、次のとおりとする。

(1) 小山田配水池

住 所	上北手小山田字山造沢地内
池 数	1 池
構 造	R C
有効水深	1.55m
有効容量	6.2 m ³

(2) 下浜配水池

住 所	下浜羽川字五郎池地内
池 数	2 池
構 造	R C
有効水深	2.00m
有効容量	256.0 m ³ (128.0 m ³ × 2 池)

第 21 条（業務範囲）

業務範囲は次のとおりとする。

(1) 水中ロボットによる清掃面積

小山田配水池 4.0 m²

(2) 高圧洗浄による清掃面積

下浜配水池 422.4 m² (211.2 m² × 2 池)

第 22 条（業務内容）

業務内容は次のとおりとする。

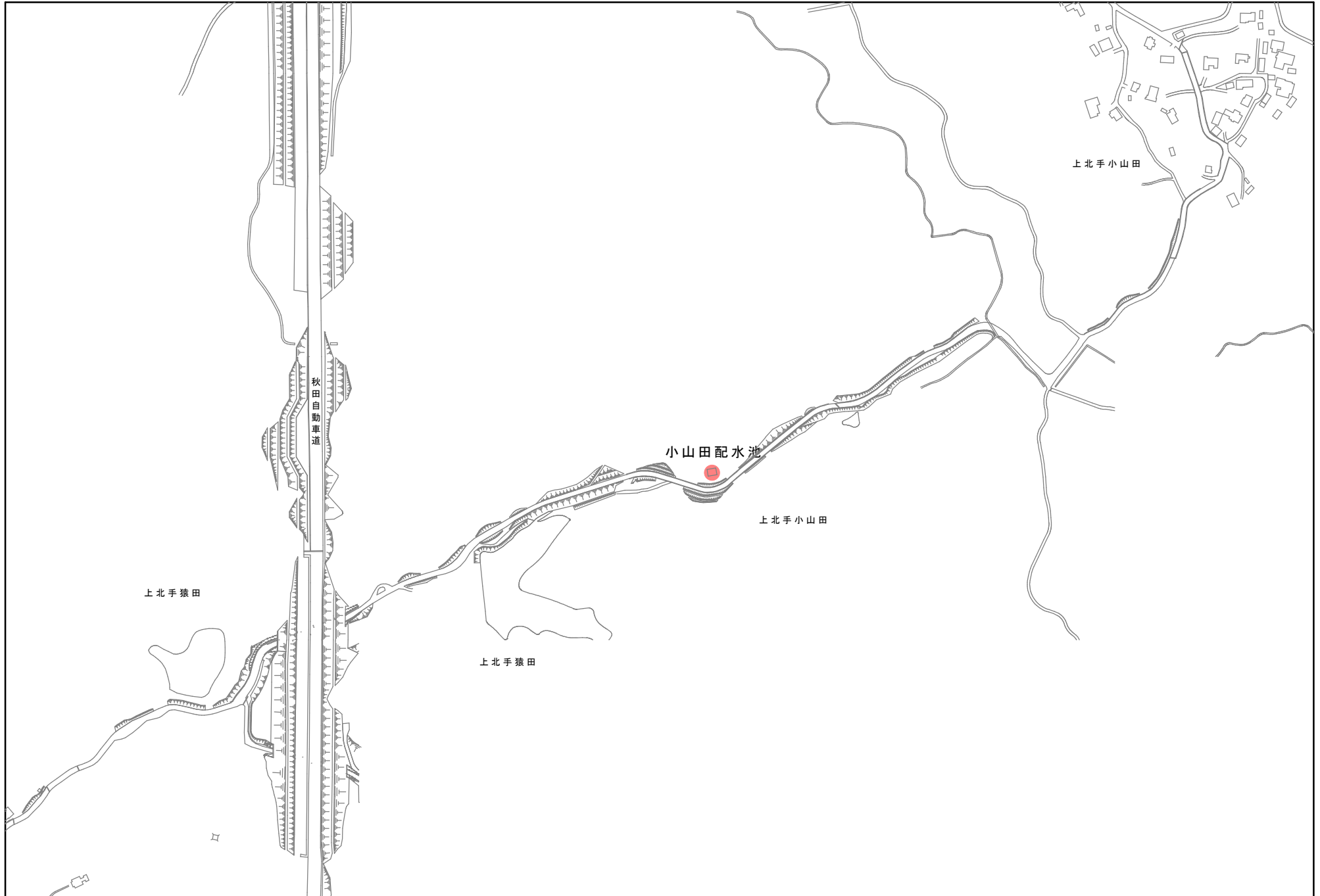
(1) 配水池の内部へ立入り前および清掃作業中は酸素濃度等の測定を行い、記録して報告書で提出すること。

(2) 作業前に使用機器の滅菌消毒を実施し、写真で提出すること。

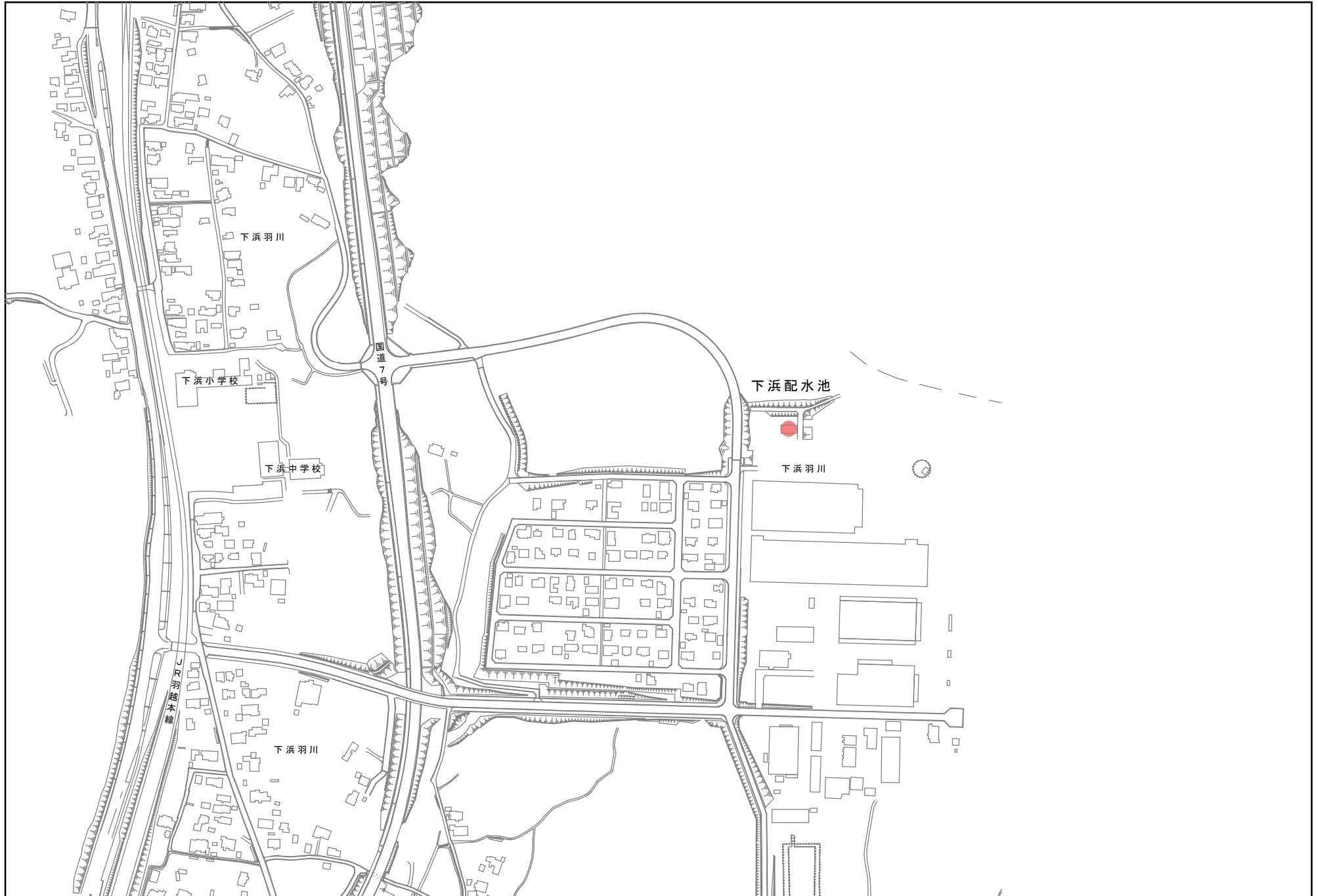
(3) 配水池の内部について、テレビカメラ付きロボット清掃車および高圧洗浄での清掃を実施すること。

箇 所 図 (1 / 2)

配水池清掃業務委託

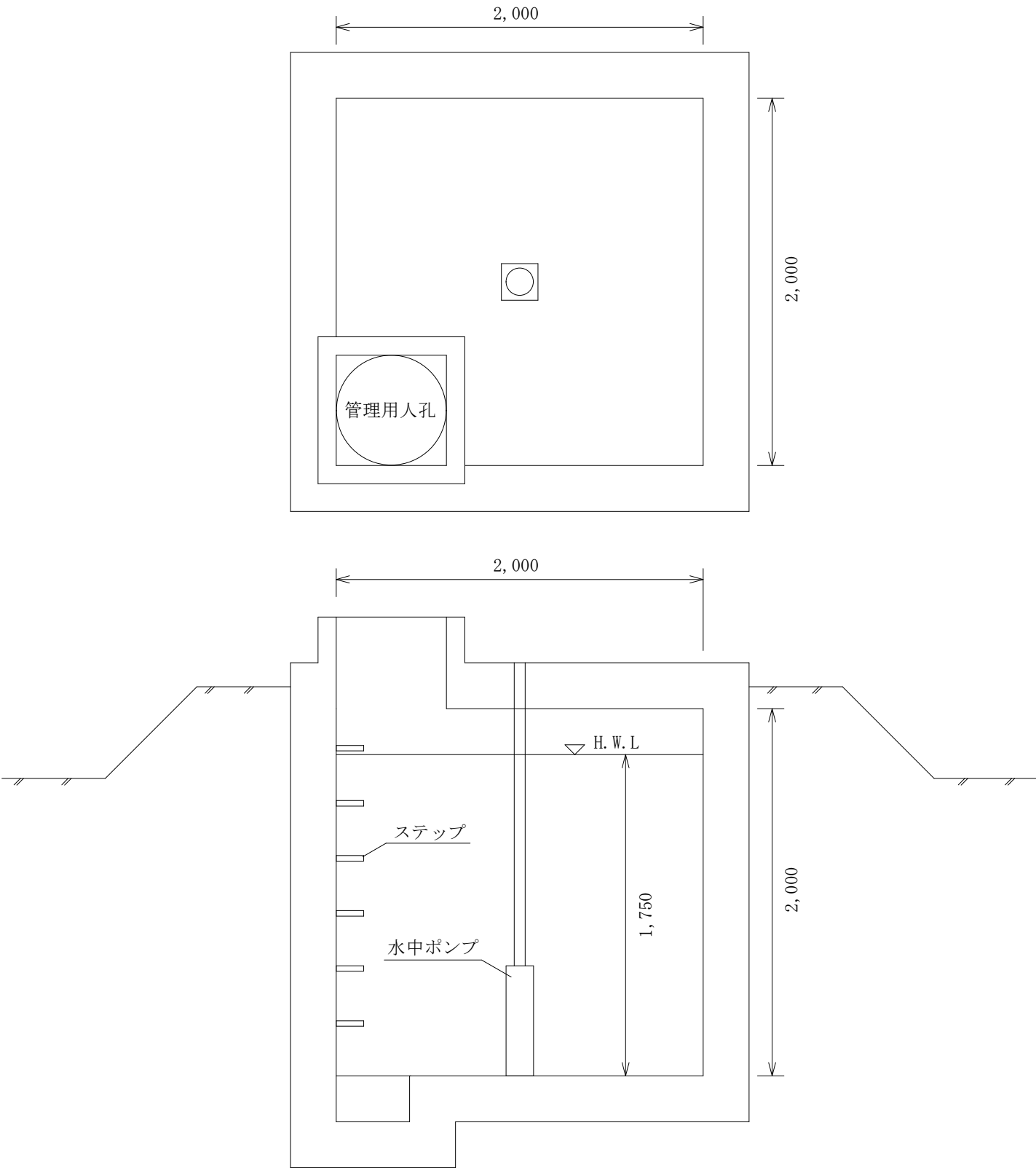


箇 所 図 (2 / 2)
配水池清掃業務委託



小山田配水池（参考図）

下北手小山田字山造沢地内



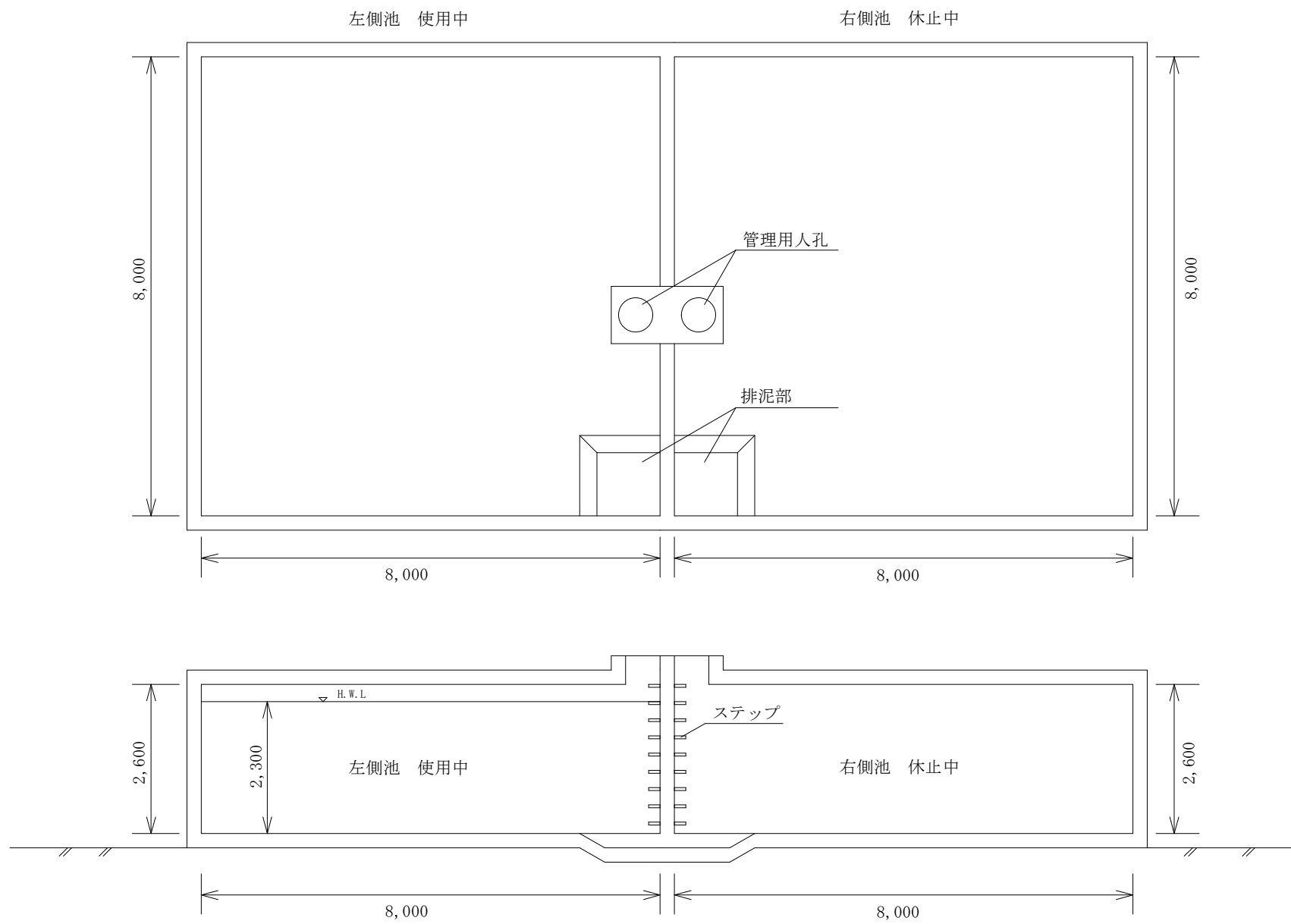
構 造	R C
槽 数	1 槽
有効水深	1.55m
有効容量	6.2m3

（ 清掃範囲）
水中ロボットによる清掃（底部） A=4.0㎡

委 託 名	配水池清掃業務委託		
工 事 場 所	上北手小山田字山造沢地内ほか		
図 名	小山田配水池（参考図）		
縮 尺	S=FREE		
秋田市上下水道局 水道維持課		図 番	1 / 2

下浜配水池（参考図）

下浜羽川字五郎池地内



- (作業手順)
- ①右側池の清掃を行う。
 - ②右側池に充水し使用できる状態にする。(局)
 - ③左側池の排水を行い休止状態にする。(局)
 - ④左側池の清掃を行う。

構 造	R C
池 数	2 池
有効水深	2. 00m
有効容量	256. 0m3 (128m3 × 2池)

(清掃範囲)

高圧洗浄による清掃 (床・壁・天井部)

A = 422. 4㎡ (211. 2㎡ × 2池)

委 託 名	配水池清掃業務委託		
工 事 場 所	上北手小山田字山造沢地内ほか		
図 名	下浜配水池 (参考図)		
縮 尺	S=FREE		
秋田市上下水道局 水道維持課		図 番	2 / 2